

## 質 疑 回 答

平成29年7月24日付けで公告した「奈良県済生会医療用消耗品調達」に係る入札に関し提出のあった質疑に対し、下記のとおり回答します。

平成29年7月31日

社会福祉法人恩賜財団済生会支部  
奈良県済生会 支部長 今川 敦史

NO	質 疑 事 項	回 答
1	弊社は調剤機器を専門に販売しており、医療機器は販売しておらず販売許可書も持っていません。 よって入札参加申込書に添付できませんが問題はないでしょうか。(入札は分包紙1点のみです。)	入札公告の2 入札参加資格のひとつに「(4)医薬品医療機器等法に基づく医療機器の販売業の許可又は届出を行った者であること。」としておりますが、これは、今回の入札対象が医薬品医療機器等法に定められた医療機器に該当するものが多く含まれているためです。 ただし、今回の質疑にあったように医薬品医療機器等法に基づく医療機器の販売業の許可又は届出が不要な品目又は品目群のみに入札する場合は入札参加資格の「(4)医薬品医療機器等法に基づく医療機器の販売業の許可又は届出を行った者であること。」は不要とし、「医療機器の販売業の許可書の写し又は届出を証明するもの」の添付は行わなくても結構です。
2	契約期間中に、メーカー側からの値上げの交渉があった場合、契約金額の再交渉を行わせて頂くことは可能ですか。	契約書に契約締結後に生じた事由により、契約当事者のどちらかに著しい損失が生じる状況となったときは、契約当事者が交渉の上、契約単価を変更することができる旨の条項を盛り込むこととしておりますので、当該条項に該当する場合は可能です。ただし、金額が軽微な場合はできません。